

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年12月20日 14時17分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島大長崎西方沖 下小丸子島灯台から真方位022° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 14.2′ 東経133° 04.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{たいえん} 太炎は、東北東進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 太炎、5トン未満（長さ6.80m）
船舶番号、船舶所有者等	273-9702広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びギアボックスに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 高潮時、潮高 約310cm（因島）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて、広島県尾道市因島三庄町の係留地に向かう目的で約14ノットの対地速力で鼻栗瀬戸を北上し、伯方島西方沖を愛媛県上島町岩城島方面に向けて東北東進中、伯方島大長崎西方沖の干出岩（以下「本件干出岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、目視のみで十分に航行できると思い、GPSプロッターを活用しないで目視により伯方島大長崎西方沖の本件干出岩に向けて航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p> <p>船長は、伯方島大長崎西方沖に本件干出岩があり、いつも海面上に現れていると思っており、そろそろ同干出岩が現れるころなので沖に出そうとした頃に乗り揚げたと、本事故後に思った。</p> <p>本事故時の潮汐は、高潮時であり、本件干出岩は海面下に没していた。</p>
分析	<p>本船は、高潮時、伯方島西方沖を東北東進する際、船長が、慣れた海域であり、目視のみで安全に航行でき、また、本件干出岩が常時海面上に出ていると思い、目視により伯方島大長崎西方沖を航行したことから、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本事故時の潮汐は、高潮時であり、本件干出岩は海面下に没していたことから、目視により本件干出岩を確認することはできなかったものと推定される。</p>

原因	本事故は、高潮時、本船が、伯方島西方沖を東北東進する際、船長が、慣れた海域であり、目視のみで安全に航行でき、また、本件干出岩が常時海面上に出ていると思い、目視により伯方島大長崎西方沖を航行したため、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域であっても、GPSプロッター等を活用して船位の確認を十分に行うこと。・高潮時には、干出岩が海面下に没することがあるので留意すること。